

【補充原則 4-1-1 ② 取締役の兼任状況】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役の他の会社との兼任状況については、株主総会招集通知に記載の事業報告および有価証券報告書にて開示しております。

招集通知は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html>

また本報告書提出日現在、いずれの取締役も上場会社の役員を兼任していません。